

第1号議案

平成28年広島県議会9月定例会に提案される 教育委員会関係の議案に対する意見について

平成28年広島県議会9月定例会に教育委員会関係の議案を提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定によって知事から意見を求められたので、同意する旨回答することについて提案します。

平成28年9月9日

広島県教育委員会教育長 下崎 邦明

1 提案される議案

- (1) 平成28年度教育委員会関係補正予算案……………P4～6
- (2) 広島県縮景園設置及び管理条例及び広島県立美術館条例
の一部を改正する条例案……………P7～23

2 根拠規定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

平成 28 年度 9 月定例会 一般会計補正予算の概要
 ≪教育委員会関係抜粋≫

1 提案事項

(1) 債務負担行為

(単位：千円)

事項（事業名）	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
新しいタイプの高等学校整備推進事業	平成 29 年度	2, 226, 709	平成 29 年度 ～平成 30 年度	2, 447, 181

【債務負担行為の補正内容】

○ 新しいタイプの高等学校整備推進事業

- ・ 県・広島市が共同で整備する従来の定時制・通信制課程の枠組みに捉われない「フレキシブルスクール（仮称）」に係る建築工事の入札不調に伴い、増額が必要となる工事費等の2分の1に相当する金額について、債務負担行為限度額を増額補正（220, 472 千円）するとともに、債務負担行為の期間を延長する。

広島県縮景園設置及び管理条例及び広島県立美術館条例の一部を改正する条例案について

1 要旨

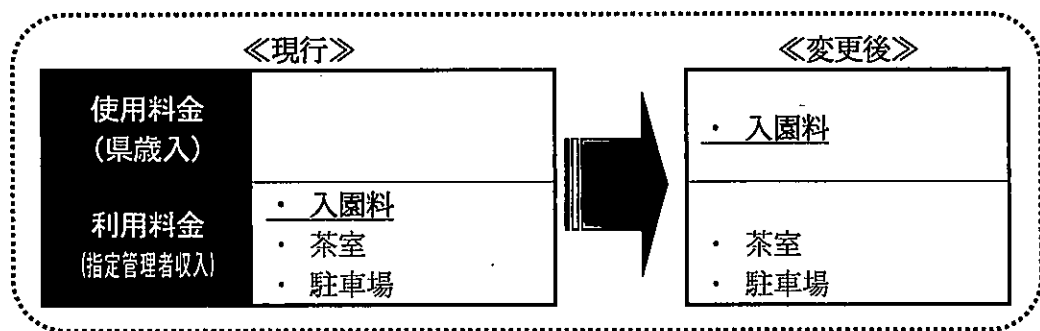
広島県縮景園及び広島県立美術館を一体的に運営し、企画及び広報を強化するため、次期指定管理者更新に際して指定管理業務及び利用料金制を一部見直し、それに伴う必要な改正を行う。

2 見直しの内容

- (1) 縮景園と美術館の指定管理業務を一本化
 - ・ 隣接するメリットを生かして一体的に管理・運営できるよう美術館と縮景園を一括して公募
- (2) 企画業務の内製化
 - ・ 美術館の本来業務である所蔵作品展の企画業務を内製化
 - ・ 美術館・縮景園の広報、イベント業務についても、県で一元的に企画実施
 - ・ 企画業務の内製化に伴い、所蔵作品展収入及び縮景園入園料は指定管理者の収入である利用料金から県の収入に変更
- (3) 庭園管理の強化
 - ・ 浅野家入国 400 年（平成 31 年度）、縮景園築庭 400 年（平成 32 年度）に向け、庭園管理を強化するため、作庭家を庭園監修者として任用し、その方針の下で指定管理者は植栽等庭園管理を行う

3 主な改正内容

- (1) 広島県縮景園設置及び管理条例の一部改正
入園料の利用料金制を廃止し、県の収入とするとともに、入園料を定める。

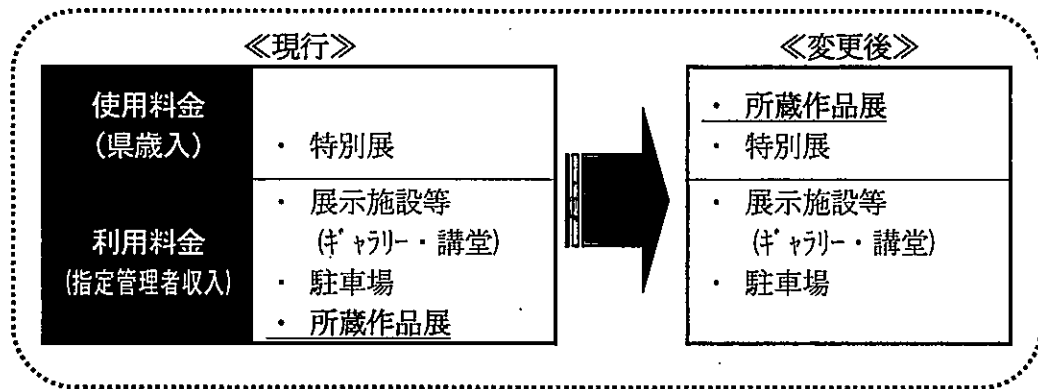


【入園料】

区 分	個 人	団 体 (20 人以上の場合)	他施設との共通券 による場合
小学校児童，中学校生徒 及びこれらに準ずる者	1 人 1 回 100 円	1 人 1 回 80 円	—
高等学校生徒及びこれに 準ずる者	1 人 1 回 150 円	1 人 1 回 100 円	—
大学生及びこれに準ずる 者	1 人 1 回 150 円	1 人 1 回 100 円	1 人 1 回 100 円
その他 15 歳以上の者	1 人 1 回 260 円	1 人 1 回 200 円	1 人 1 回 200 円

(2) 広島県立美術館条例の一部改正

所蔵作品展の入館料の利用料金制を廃止し、県の収入とするとともに、入館料を定める。



【入館料】

区 分	個 人	団 体 (20人以上の場合)	縮景園との共通 券による場合
大学生及びこれに準ずる者	1人1回 310円	1人1回 250円	1人1回 250円
その他 15歳以上の者(中学校又は高等学校の生徒及びこれに準ずる者を除く。)	1人1回 510円	1人1回 410円	1人1回 410円

3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

平成 28 年 9 月 2 日

広島県教育委員会 様
(総 務 課)

広島県知事
(財 政 課)



議案に対する意見聴取について

平成 28 年 9 月定例県議会に提案予定の次の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

- 平成 28 年度教育委員会関係補正予算

第2表 債務負担行為補正

(変更)

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
新しいタイプの高等学校整備推進事業	平成29年度	2,226,709	平成29年度から 平成30年度まで	2,447,181

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
 又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

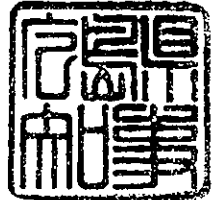
(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度未までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源		一 般 財 源	
						国支出金	県 債	そ の 他	財 源
3 新しいタイプの高等学校整備推進 事業	修正前の額				2,226,709	0	2,003,900	0	222,809
	修正額			29~30					
	修正後の額				220,472	0	198,500	0	21,972
					2,447,181	0	2,202,400	0	244,781

平成 28 年 9 月 5 日

広島県教育委員会 様

広島県知事
(環境県民局文化芸術課)



広島県縮景園設置及び管理条例及び広島県立美術館条例の一部を
改正する条例の制定について（照会）

別紙のとおり，広島県縮景園設置及び管理条例（昭和 39 年広島県条例第 36 号）及び広島県立美術館条例（昭和 43 年広島県条例第 20 号）の一部を改正することについて，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により，貴教育委員会の意見を求めます。

県第百三十三号議案

広島県縮景園設置及び管理条例及び広島県立美術館条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成二十八年九月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県縮景園設置及び管理条例 及び広島県立美術館条例の一部 を改正する条例案

広島県縮景園設置及び管理条例 及び広島県立美術館条例の一部 を改正する条例

(広島県縮景園設置及び管理条例の一部改正)

第一条 広島県縮景園設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「施設等」を「園内施設及び駐車場」に改め、「及び入園に係る料金」を削り、同号の次に次の一号を加える。

五 縮景園の入園料の徴収に関すること。

第二十条を第二十二条とし、第十九条を第二十一条とし、第十八条中「第十四条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条を第二十条とする。

第十七条を第十九条とし、第十六条を第十八条とし、第十五条を第十七条とし、第十四条を第十六条とし、第十三条中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に、「施設等」を「園内施設又は駐車場」に改め、同条を第十五条とする。

第十二条第一項を削り、同条第二項中「前項第一号」を「第十二条第一号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条を第十四条とする。

第十一条第一項中「施設等」を「園内施設又は駐車場」に、「別表第一から別表第三まで」を「別表第二又は別表第三」に改め、同条を第十三条とする。

第十条の次に次の二条を加える。

(入園料の納付等)

第十一条 縮景園に入園する者は、別表第一に定める入園料を納付しなければならない。

2. 入園料は、知事が別に定める場合を除き、前納とする。

3 既納の入園料は、返還しない。

(入園料の減免)

第十二条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者が縮景園に入園するときは、入園料を減免することができる。

- 一 身体障害者手帳の交付を受けている者
- 二 戦傷病者手帳の交付を受けている者
- 三 療育手帳の交付を受けている者
- 四 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 五 六十五歳以上の者
- 六 県内の大学又はこれに準ずる学校に在学する外国人留学生
- 七 小学校、中学校、高等学校又はこれらに準ずる学校の校長が学校教育活動であることを証明した場合の小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者の引率者
- 八 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号。以下「祝日法」という。）第二条に規定するみどりの日又は文化の日に入園する者
- 九 小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者（次のいずれかに規定する場合に限る。）
 - イ 二十歳以上の引率者が同伴して入園する場合
 - ロ 土曜日に入園する場合
 - ハ 祝日法第二条に規定するこどもの日に入園する場合
 - ニ ひろしま教育の日を定める条例（平成十三年広島県条例第四十号）第三条に規定するひろしま教育ウィークに入園する場合
- 十 その他知事が別に定める者

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十一条関係）

入園料

区分	個人	団体（二〇人以上の場合とする。）	他施設との共通券による場合
小学校児童、中学校生徒及びこれらに準ずる者	一人一回一〇〇円	一人一回 八〇円	

高等学校生徒 及びこれに準 ずる者	一人一回一五〇円	一人一回一〇〇円	
大学生及びこ れに準ずる者	一人一回一五〇円	一人一回一〇〇円	一人一回一〇〇円
その他一五歳 以上の者	一人一回二六〇円	一人一回二〇〇円	一人一回二〇〇円

備考 他施設とは、広島県立美術館のほか、あらかじめ知事が定める施設をいう。

別表第二中「別表第二（第十一条関係）」を「別表第二（第十三条関係）」に改める。

別表第三中「別表第三（第十一条関係）」を「別表第三（第十三条関係）」に改める。

（広島県立美術館条例の一部改正）

第二条 広島県立美術館条例（昭和四十三年広島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第四号中「美術館が所蔵する美術品等の展示（以下「所蔵作品展」という。）の観覧並びに」を削り、同項第五号中「教育委員会が単独で開催する所蔵作品展以外の展示（以下「特別展」という。）の観覧に係る」を「美術館の」に改め、「（以下「入館料」という。）」を削る。

第十一条第一項中「特別展」を「展示する美術品等」に、「一人一回二千九十円以内で知事が」を「別表第一に」に改める。

第十二条第一項中「美術館の所蔵作品展を観覧する者並びに」を削り、「別表第一から別表第三まで」を「別表第二及び別表第三」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「展示施設等及び駐車場に係る」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第十三条中「入館料」を「特別展に係る入館料」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

知事は、次の各号のいずれかに該当する者が美術館が所蔵する美術品等の展示（以下「所蔵作品展」という。）を観覧するときは、所蔵作品展に係る入館料を減免することができる。

- 一 身体障害者手帳の交付を受けている者
- 二 戦傷病者手帳の交付を受けている者
- 三 療育手帳の交付を受けている者
- 四 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 五 六十五歳以上の者

- 六 県内の大学又はこれに準ずる学校に在学する外国人留学生
- 七 小学校、中学校、高等学校又はこれらに準ずる学校の校長が学校教育活動であることを証明した場合の小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者の引率者
- 八 祝日法第二条に規定するみどりの日又は文化の日に入館する者
- 九 教育委員会が単独で開催する所蔵作品展以外の展示（以下「特別展」という。）と併せて観覧する者
- 十 その他知事が別に定める者

第十四条第一項を削り、同条第二項第二号中「前項第一号」を「前条第一項第一号」に改め、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第十五条中「所蔵作品展を観覧する者並びに」を削る。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十一条関係）

一 所蔵作品展の場合

区 分	個 人	団体（二〇人以上の場合とする。）	広島県縮景園との共通券による場合
大学生及びこれに準ずる者	一人一回三二〇円	一人一回三五〇円	一人一回二五〇円
その他一五歳以上の者（中学校又は高等学校の生徒及びこれに準ずる者を除く。）	一人一回五一〇円	一人一回四一〇円	一人一回四一〇円

二 特別展の場合

一人一回二、〇九〇円以内で知事が定める額

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(提案理由)

広島県縮景園及び広島県立美術館を一体的に運営し、企画及び広報を強化するため、指定管理業務のうち利用料金制の範囲を見直すこととし、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

(県第百三号議案)

広島県縮景園設置及び管理条例
及び広島県立美術館条例の一部
を改正する条例

(文化芸術課)

一 改正の理由

広島県縮景園及び広島県立美術館を一体的に運営し、企画及び広報を強化するため、指定管理業務のうち利用料金制の範囲を見直すなどのため、必要な改正を行う。

二 改正の内容

1 広島県縮景園設置及び管理条例の一部改正

入園料の利用料金制を廃止し、県の収入とするとともに、入園料を次のとおりとする。

区分	個人	団体(二〇人以上の場合とする。)	他施設との共通券による場合
小学校児童、 中学校生徒及 びこれらに準 ずる者	一人一回二〇〇円	一人一回 八〇円	
高等学校生徒 及びこれに準 ずる者	一人一回二五〇円	一人一回一〇〇円	
大学生及びこ れに準ずる者	一人一回二五〇円	一人一回一〇〇円	一人一回一〇〇円
その他一五歳 以上の者	一人一回二六〇円	一人一回二〇〇円	一人一回二〇〇円

2 広島県立美術館条例の一部改正

所蔵作品展の入館料の利用料金制を廃止し、県の収入とするとともに、入館料を次のとおりとする。

区分	個人	団体(二〇人以上の場合とする。)	広島県縮景園との共通券による場合
大学生及びこ れに準ずる者	一人一回三二〇円	一人一回三五〇円	一人一回三五〇円

その他一五歳以上の者（中学校又は高等学校の生徒及びこれに準ずる者を除く。）	一人一回五二〇円	一人一回四一〇円	一人一回四一〇円
---------------------------------------	----------	----------	----------

三 施行期日

平成二十九年四月一日

四 根拠法令

地方自治法

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料については全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づき政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

改正案

第一条く第四条 (略)

(指定管理者による管理)

- 第五条 縮景園の管理は、広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例 (平成十六年広島県条例第二十八号) の定めるところにより、知事が指定した法人その他の団体 (以下「指定管理者」という。) に行わせるものとする。
- 2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。
 - 一 第三条各号に掲げる業務のうち、前条第二項に掲げる業務を除いたものを行うこと。
 - 二 施設等の利用の許可に関すること。
 - 三 施設等及び附属設備の維持及び修繕に関すること。
 - 四 園内施設及び駐車場の利用に係る料金「利用料金」という。) の收受に関すること。
 - 五 縮景園の入園料の徴収に関すること。
 - 六 その他知事が別に定める業務を行うこと。

第六条く第十条 (略)

(入園料の納付等)

- 第十一条 縮景園に入園する者は、別表第一に定める入園料を納付しなければならない。
- 2 入園料は、知事が別に定める場合を除き、前納とする。
- 3 既納の入園料は、返還しない。

(入園料の減免)

- 第十二条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者が縮景園に入園するとき、入園料を減免することができる。
 - 一 身体障害者手帳の交付を受けている者
 - 二 戦傷病者手帳の交付を受けている者
 - 三 療育手帳の交付を受けている者

現行

第一条く第四条 (略)

(指定管理者による管理)

- 第五条 縮景園の管理は、広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例 (平成十六年広島県条例第二十八号) の定めるところにより、知事が指定した法人その他の団体 (以下「指定管理者」という。) に行わせるものとする。
- 2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。
 - 一 第三条各号に掲げる業務のうち、前条第二項に掲げる業務を除いたものを行うこと。
 - 二 施設等の利用の許可に関すること。
 - 三 施設等及び附属設備の維持及び修繕に関すること。
 - 四 園内施設及び駐車場の利用に係る料金及び入園に係る料金 (以下「利用料金」という。) の收受に関すること。
 - 五 その他知事が別に定める業務を行うこと。

第六条く第十条 (略)

四 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

五 六十五歳以上の者

六 県内の大学又はこれに準ずる学校に在学する外国人留学生

七 小学校、中学校、高等学校又はこれらに準ずる学校の校長が学校教育活動であることを証明した場合の小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者の引率者

八 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号。以下「祝日法」という。)第二条に規定するみどりの日又は文化の日に入園する者

九 小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者(次のいずれかに規定する場合に限る。)

イ 二十歳以上の引率者が同伴して入園する場合

ロ 土曜日に入園する場合

ハ 祝日法第二条に規定することもの日に入園する場合

ニ ひろしま教育の日を定める条例(平成十三年広島県条例第四十号)第三条に規定するひろしま教育ウィークに入園する場合

十 その他知事が別に定める者

(利用料金の納付等)

第十三条 園内施設又は駐車場を利用する者は、指定管理者が別表第二又は別表第三に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める利用料金を納付しなければならない。

2 3 (略)

(利用料金の減免)

第十四条 (第一項削除)

第十二条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者が縮景園に入園するときは、入園に係る利用料金を減免することができる。

一 身体障害者手帳の交付を受けている者

二 戦傷病者手帳の交付を受けている者

三 療育手帳の交付を受けている者

四 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

五 六十五歳以上の者

六 県内の大学又はこれに準ずる学校に在学する外国人留学生

七 小学校、中学校、高等学校又はこれらに準ずる学校の校長が学校教育活動であることを証明した場合の小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者の引率者

八 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号。以下

(利用料金の納付等)

第十一条 施設等

を利用する者は、指定管理者が別表第一から別表第三までに定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める利用料金を納付しなければならない。

2 3 (略)

(利用料金の減免)

第十二条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者が縮景園に入園するときは、入園に係る利用料金を減免することができる。

一 身体障害者手帳の交付を受けている者

二 戦傷病者手帳の交付を受けている者

三 療育手帳の交付を受けている者

四 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

五 六十五歳以上の者

六 県内の大学又はこれに準ずる学校に在学する外国人留学生

七 小学校、中学校、高等学校又はこれらに準ずる学校の校長が学校教育活動であることを証明した場合の小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者の引率者

指定管理者は、第十二条第一号から第四号までに掲げる者が、自ら車両を運転し、又は介護者の運転する車両に同乗して駐車場を利用するときは、駐車場の利用料金を減免することができる。

2 指定管理者は、教育委員会が主催する事業のために施設等を利用する場合又は知事が別に定める場合は、利用料金を減免することができる。

(利用料金の収入)
第十五条 第十三条第一項の規定により、園内施設又は駐車場を利用する者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用許可の取消し等)
第十六条 (略)

(遵守事項)
第十七条 (略)

(禁止行為)
第十八条 (略)

(入園の制限)
第十九条 (略)

「祝日法」という。) 第二条に規定するみどりの日又は文化の日に入園する者

九 小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者(次のいずれかに規定する場合に限る。)

イ 二十歳以上の引率者が同伴して入園する場合

ロ 土曜日に入園する場合

ハ 祝日法第二条に規定するこどもの日に入園する場合

ニ ひろしま教育の日を定める条例(平成十三年広島県条例第四十号)第三条に規定するひろしま教育ウィークに入園する場合

その他知事が別に定める者

2 指定管理者は、前項第一号から第四号までに掲げる者が、自ら車両を運転し、又は介護者の運転する車両に同乗して駐車場を利用するときは、駐車場の利用料金を減免することができる。

3 指定管理者は、教育委員会が主催する事業のために施設等を利用する場合又は知事が別に定める場合は、利用料金を減免することができる。

(利用料金の収入)

第十三条 第十一条第一項の規定により、施設等を利用する者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用許可の取消し等)
第十四条 (略)

(遵守事項)
第十五条 (略)

(禁止行為)
第十六条 (略)

(入園の制限)
第十七条 (略)

(原状回復義務)

第二十條 園内施設の利用者は、その利用を終了したとき(利用許可を受けた者が第十六條第一項の規定により利用許可を取り消されたときを含む。)は、直ちに利用場所を原状に復し、指定管理者の検査を受けなければならない。

(損害賠償義務)

第二十一條 (略)

(委任規定)

第二十二條 (略)

別表第一(第十一條關係)

入園料

区分	個人	団体(20人以上の場合とする)	他施設との共通券による場合
小学校児童、 中学校生徒 及びこれら に準ずる者	一人一回 〇〇円	八人一回 〇〇円	
高等学校生 徒及びこれ に準ずる者	一人一回 五〇円	一人一回 〇〇円	
大学生及び これに準ず る者	一人一回 五〇円	一人一回 〇〇円	一人一回 〇〇円
その他一五 歳以上の者	一人一回 二六〇円	一人一回 二〇〇円	一人一回 二〇〇円

備考 他施設とは、広島県立美術館のほか、あらかじめ知事が定める施設をいう。

(原状回復義務)

第十八條 園内施設の利用者は、その利用を終了したとき(利用許可を受けた者が第十四條第一項の規定により利用許可を取り消されたときを含む。)は、直ちに利用場所を原状に復し、指定管理者の検査を受けなければならない。

(損害賠償義務)

第十九條 (略)

(委任規定)

第二十條 (略)

別表第一(第十一條關係)

入園に係る利用料金の範囲

区分	個人	団体(20人以上の場合とする)	他施設との共通券による場合
小学校児童、 中学校生徒 及びこれら に準ずる者	一人一回につき 一七〇円以内	一人一回につき 一四〇円以内	
高等学校生 徒及びこれ に準ずる者	一人一回につき 二五〇円以内	一人一回につき 二〇〇円以内	
大学生及び これに準ず る者	一人一回につき 二五〇円以内	一人一回につき 二〇〇円以内	一人一回につき 二〇〇円以内
その他一五 歳以上の者	一人一回につき 三四〇円以内	一人一回につき 二七〇円以内	一人一回につき 二七〇円以内

備考 他施設とは、広島県立美術館のほか、あらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定める施設をいう。

別表第二（第十三条関係）

（略）

別表第三（第十三条関係）

（略）

別表第二（第十一条関係）

（略）

別表第三（第十一条関係）

（略）

附則

（施行期日）

この条例は平成二十九年四月一日から施行する。

改正案	現行
<p>第一条～第四条（略）</p>	<p>第一条～第四条（略）</p>
<p>（指定管理者による管理）</p>	<p>（指定管理者による管理）</p>
<p>第五条 美術館の管理は、広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）の定めるところにより、教育委員会が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>一～三（略）</p>	<p>第五条 美術館の管理は、広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）の定めるところにより、教育委員会が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>一～三（略）</p>
<p>四 展示施設等及び駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受に関すること。</p>	<p>四 美術館が所蔵する美術品等の展示（以下「所蔵作品展」という。）の観覧並びに展示施設等及び駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受に関すること。</p>
<p>五 美術館の入館料の徴収に関すること。</p>	<p>五 教育委員会が単独で開催する所蔵作品展以外の展示（以下「特別展」という。）の観覧に係る入館料（以下「入館料」という。）の徴収に関すること。</p>
<p>六（略）</p>	<p>六（略）</p>
<p>第六条～第十条（略）</p>	<p>第六条～第十条（略）</p>
<p>（入館料の納付等）</p>	<p>（入館料の納付等）</p>
<p>第十一条 美術館の展示する美術品等を観覧する者は、別表第一に定める入館料を納付しなければならない。</p>	<p>第十一条 美術館の特別展を観覧する者は、一人一回二千九十円以内で知事が定める入館料を納付しなければならない。</p>
<p>2 入館料は、知事が別に定める場合を除き、前納とする。</p> <p>3 既納の入館料は、返還しない。</p>	<p>2 入館料は、知事が別に定める場合を除き、前納とする。</p> <p>3 既納の入館料は、返還しない。</p>

(利用料金の納付等)

第十二条

展示施設等及び

駐車場を利用する者は、指定管理者が別表第二及び別表第三に定める金額の範囲内で教育委員会の承認を受けて定める利用料金を納付しなければならない。

2 (削除)

2

利用料金は、教育委員会が別に定める場合を除き、利用許可を受ける際に納付しなければならない。

3 既納の利用料金は、返還しない。ただし、利用許可を受けた者がその責めに帰することができない理由により利用できない場合その他教育委員会が別に定める場合には、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(入館料の減免)

第十三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者が美術館が所蔵する美術品等の展示(以下「所蔵作品展」という。)を観覧するときは、所蔵作品展に係る入館料を減免することができる。

一 身体障害者手帳の交付を受けている者

二 戦傷病者手帳の交付を受けている者

三 療育手帳の交付を受けている者

四 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

五 六十五歳以上の者

六 県内の大学又はこれに準ずる学校に在学する外国人留学生

七 小学校、中学校、高等学校又はこれらに準ずる学校の校長が

学校教育活動であることを証明した場合の小学校の児童、中学

校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者の引率者

八 祝日法第二条に規定するみどりの日又は文化の日に入館する者

九 教育委員会が単独で開催する所蔵作品展以外の展示(以下「特別展」という。)と併せて観覧する者

十 その他知事が別に定める者

(利用料金の納付等)

第十二条 美術館の所蔵作品展を観覧する者並びに展示施設等及び

駐車場を利用する者は、指定管理者が別表第一から別表第三までに定める金額の範囲内で教育委員会の承認を受けて定める利用料金を納付しなければならない。

2 所蔵作品展に係る利用料金は、教育委員会が別に定める場合を除き前納とする。

3 展示施設等及び駐車場に係る利用料金は、教育委員会が別に定める場合を除き、利用許可を受ける際に納付しなければならない。

4 既納の利用料金は、返還しない。ただし、利用許可を受けた者がその責めに帰することができない理由により利用できない場合その他教育委員会が別に定める場合には、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(入館料の減免)

2) 知事は、次の各号のいずれかに該当する者が特別展を観覧するときは、特別展に係る入館料を減免することができる。

一〜四(略)

(利用料金の減免)
第十四条 (第一項削除)

指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、展示施設等の利用料金を減免することができる。

一(略)

二 前条第一項第一号から第四号までに掲げる者(以下「身体障害者等」という。)又は身体障害者等が主体となつて構成する団体が、美術活動として展示施設等を利用するとき。

三〜六(略)

2) 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の利用料金を減免することができる。

一〜二(略)

第十三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者が特別展を観覧するときは、入館料を減免することができる。

一〜四(略)

(利用料金の減免)

第十四条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者が所蔵作品展を観覧するときは、その利用料金を減免することができる。

一 身体障害者手帳の交付を受けている者

二 戦傷病者手帳の交付を受けている者

三 療育手帳の交付を受けている者

四 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

五 六十五歳以上の者

六 県内の大学又はこれに準ずる学校に在学する外国人留学生

七 小学校、中学校、高等学校又はこれらに準ずる学校の校長が

学校教育活動であることを証明した場合の小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者の引率者

八 祝日法第二条に規定するみどりの日又は文化の日に入館する者

九 特別展と併せて観覧する者

十 その他教育委員会が別に定める者

2) 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、展示施設等の利用料金を減免することができる。

一(略)

二 前項第一号から第四号までに掲げる者(以下「身体障害者等」という。)又は身体障害者等が主体となつて構成する団体が、美術活動として展示施設等を利用するとき。

三〜六(略)

3) 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の利用料金を減免することができる。

一〜二(略)

(利用料金の収入)

第十五条 第十二条第一項の規定により
展示施設等及び駐車場を利用する者が納付する利用料金は、指
定管理者の収入とする。

第十六条 第二十二條 (略)

別表第一(第十一條關係)

一 所蔵作品展の場合

区分	個	人	団体(二〇人以上の場合とする。)	広島県縮景園との共通券による場合
大学生及びこれに準ずる者	一人一回	一人一回	一人一回	一人一回
その他一五歳以上の者(中学校又は高等学校の生徒及びこれに準ずる者を除く。)	一人一回	一人一回	一人一回	一人一回
	五〇〇円	四一〇円	四一〇円	四一〇円

二 特別展の場合

一人一回 二、〇九〇円以内で知事が定める額

附則

(施行期日)

この条例は平成二十九年四月一日から施行する。

(利用料金の収入)

第十五条 第十二条第一項の規定により所蔵作品展を観覧する者
並びに展示施設等及び駐車場を利用する者が納付する利用料金は、指
定管理者の収入とする。

第十六条 第二十二條 (略)

別表第一(第十二條關係)

所蔵作品展の利用料金の範囲

区分	個	人	団体(二〇人以上の場合とする。)	広島県縮景園との共通券による場合
大学生及びこれに準ずる者	一人一回につき	一人一回につき	一人一回につき	一人一回につき
その他一五歳以上の者(中学校又は高等学校の生徒及びこれに準ずる者を除く。)	一人一回につき	一人一回につき	一人一回につき	一人一回につき
	六七〇円以内	五四〇円以内	五四〇円以内	五四〇円以内